



忘年会

(藤沢市内)

本年もよろしくお願ひいたします

皆さまこんにちは宇久田秀雄です。2026年が明けました、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

会社経営に関する考え方で「年輪経営」というものをお耳にされたことがあるかと思います。年輪経営とは、経営において木の年輪のように景気の良し悪しに関わらず毎年少しづつでも着実に利益を重ね、永続的な成長を目指す考え方です。私は昨年11月にセミナー講師として長野県駒ヶ根市に行く機会があり、そのときに隣接市の伊那市に本社のある年輪経営で有名な伊那食品工業株式会社を訪問させていただきました。寒天のトップメーカーで「かんてんぱぱ」ブランド製品を製造販売し、寒天市場国内シェア80%以上を保持する企業で年輪経営と社員ファーストを掲げています。年輪経営はウェルビーイングがビジネス用語のようにいわれる昨今、改めて注目されていることだと思います。グローバル化やAIなどの技術革新が進む近年ですが、短期的な利益追求型のリスクを負う経営より、「企業は永続すべき」という考えに見直されているのだと感じます。

では上記の「景気の良し悪しに関わらず毎年少しづつでも着実に利益を重ねる」を実践していくはどうしたらよいのでしょうか。これは当然ですが決算の際に黒字になるように数字を調整するといったことではありません。事業体をこのような体質にしていくためにどのように考えるかだと思います。

私は以下3点を実践していこうと考えました。

1. 経営理念の実践

私共の事務所の理念は三方善の考え方に基づいています。三方の考え方は様々かと思いますが、自社以外の二方はより身近なステークホルダーである顧客と自社社員とし、その幸福を常に考えること。

2. 経営状況の報告先を作る

金融機関や取引先であったり社員であったり…、身近なステークホルダーへの報告を自身へ義務付けることで自然と儉約の精神などが定着し、いずれその精神は会社全体へ浸透し財務健全性が維持・構築されていくことが期待できます。私は私へ苦言を呈してくださる恩師への報告を行っています。道徳顧問ともいえる存在です。

3. 自身と社員の生活の充実

前二項実践の可否はいずれも自身が心身ともに健やかで、特に精神生活が充実していることが前提になるように思います。家族との時間を大切にし、また社員も同様にできるよう努めていくこと。

2026年、新年気持ちを新たにし元気に過ごしてまいりましょう。

(宇久田秀雄)

生命保険料控除について

今回は年末調整や確定申告で話題になることが多い「生命保険料控除」についてご紹介します。

【生命保険料控除とは】

生命保険料控除は「所得控除」の1つです。払い込んだ生命保険料に応じた一定金額が、保険料負担者のその年の課税所得から差し引かれます。これによって所得税と住民税が減額される仕組みになっています。

【歴史】

意外と古く、大正12年に衆議院議員の議員立法によって創設され、翌年の大正13年に施行開始されました。

生命保険料控除は個人の生活の安定や貯蓄心の向上を目的とするだけでなく、当時は生命保険料控除を受けるためには申告が必要であったことから、申告者数の増加も期待されていた側面もあったようです。

【対象者】

「生命保険料、介護医療保険料または個人年金保険料を支払った方」となっており、「契約者」とは異なります。

【控除の区分と上限額】

区分	対象となる主な保険	所得税の控除上限	住民税の控除上限
①一般生命保険料控除	終身保険、定期保険、養老保険など	40,000円 (旧 50,000円)	28,000円 (旧 35,000円)
②介護医療保険料控除	医療保険、がん保険、介護保険など	40,000円 (新制度のみ)	28,000円 (新制度のみ)
③個人年金保険料控除	個人年金保険(税制適格特約付)	40,000円 (旧 50,000円)	28,000円 (旧 35,000円)
全体の合計限度額	上記 3 区分の合計	120,000円	70,000円

【計算方法】

【新制度】平成 24 年 1 月 1 日以降の契約		【旧制度】平成 23 年 12 月 31 日以前の契約	
年間の支払保険料	控除額の計算式	年間の支払保険料	控除額の計算式
20,000円以下	支払保険料の全額	25,000円以下	支払保険料の全額
20,001円～ 40,000円	支払保険料 × 1/2 + 10,000円	25,001円～ 50,000円	支払保険料 × 1/2 + 12,500円
40,001円～ 80,000円	支払保険料 × 1/4 + 20,000円	50,001円～ 100,000円	支払保険料 × 1/4 + 25,000円
80,001円以上	一律 40,000円	100,001円以上	一律 50,000円

※なお住民税は所得税よりも上限が低く設定されています。

・新制度：上限 28,000円(56,001円以上の支払で一律)

・旧制度：上限 35,000円(70,001円以上の支払で一律)

→合計限度額：各区分を合わせても最大 70,000円



【まとめ】

上限をすでに超えている場合には、追加の保険契約をしても節税効果に影響しない場合があります。

支払金額、保障内容、節税効果をバランスよく契約できているでしょうか。ぜひ保険の見直しもご検討ください。

宇久田会計では「保険管理ファイル」の作成も無料で承っています。(保険サービスシステム HD(株)と提携)

昨今の物価高で保険の見直しも増加傾向にあります。お気軽にご相談ください。

(保険事業班)



■税制改正大綱(ぜいせいかいせいたいこう)とは?

翌年度の税制改正の内容や方針をまとめた文章のことです。

主に与党の税制調査会が中心となって作成します。令和7年12月19日に「令和8年度税制改正大綱」が公表されました。

この税制改正大綱に沿って国会で審議・可決をもって改正法に定められた日から施行されることになります。

そこで今回は、令和8年度に施行される予定の税制改正の中から一部をご紹介したいと思います。

■中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

【30万円から変わります！！】

平成15年度以降、中小企業の減価償却資産に係る業務負担の軽減を図る目的で30万円未満の減価償却資産を取得した際、取得価額の全額を損金算入できるという特例ですが、令和8年4月1日からは取得価額の基準が**40万円未満**に引き上げられたうえで、適用期限が3年間延長されます。平成15年以降の価格動向に対応する形となります。(取得金額の税込み、税抜き判定は経理処理方式に応じて算定します)

■教育資金の一括贈与の非課税措置の終了

【NISA の拡充などに注目！！】

平成25年から創設された制度で、要件を満たすことで最大1,500万円までの将来の教育費の贈与が非課税になるというものでした。

教育費の無償化や負担軽減の進展、**NISA の拡充**等を踏まえ令和8年3月末の期限が延長されないことになります。制度の利用にあたっては金融機関などで専用口座の開設なども必要になりますので、制度利用をご検討のかたは余裕をもって、期限にお気を付けください。



■少額投資非課税制度(NISA)の拡充

【ジュニア NISA の後継として復活！！】

現状 18 歳以上が対象とされていた NISA については、次世代の資産形成を支援する観点から対象年齢が 0 歳まで引き下げられます。年間投資枠は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円となっており、運用によって増えた資金を教育資金に充てることが可能となります。

原則子が18歳まで払い出しの制限がありますが、子が12歳以降かつ子の同意があるなどの要件を満たす場合は非課税での払い出しが可能になります。

↓なお以下は**令和10年1月から施行開始の見通し**ですが、大きな話題のひとつなのでご紹介しておきます↓

■暗号資産の分離課税

【投資家待望！！】

現行、仮想通貨等の暗号資産取引による所得は**総合課税の対象**となっています。

総合課税では給与所得などと合算され、住民税と合わせた税率は最大で55%ですが、**令和10年度**からは**分離課税の対象**になり、他の金融商品と同様の**一律 20%(所得税15%、住民税5%)**まで引き下がる見込みです。



(田平)

新入社員紹介

駒田苑子

この度、12月に宇久田秀雄税理士事務所に入所いたしました、駒田苑子(こまだそのこ)と申します。



大学卒業後は、金融機関や税務関係機関で働いておりました。

出身は兵庫県神戸市で、根は関西人です。15年ほど前に転勤で関西を離れ、その後も点々としておりましたが、6年前にこちらの地域に移住してきました。

趣味は、家族でキャンプや旅行に行くことです。我が家の方の旅のテーマはほぼ毎回「旬や地の美味しいものを食べること」で、時間を見つけてはリサーチしております。次は東北地方を巡ってみたいと考えています。

普段は子育てに追われて慌ただしくしておりますが、今までの経験を活かしつつ、一つ一つ着実に身につけて、皆様のお役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(駒田)

確定申告のご案内

令和7年もみなさまありがとうございました。

確定申告をご用命の個人のお客様におかれましては、確定申告用の資料の準備をよろしくお願いします。

令和7年分の確定申告の期限は令和8年3月16日(月)となっております。

なお、所得税の確定申告に加えて贈与税の申告も同日の期限となりますのでご注意ください。



詳しくは担当までお気軽にご連絡ください。

(とらい&GROW係)

- 確定申告書用紙等 源泉徴収票(給与) 源泉徴収票(公的年金等)
 - 生命保険・地震保険・旧長期損害保険等の控除証明書
 - 小規模企業共済掛金の証明書 寄付金控除証明書(ふるさと納税など)
 - 国民年金/国民年金基金の控除証明書 支払調書、保険金の受取通知書等
 - 国民健康保険料の金額(昨年中払込分)
 - 医療費の領収書、もしくは医療費通知(「医療費のお知らせ」など)
 - 扶養親族等の名前・生年月日・障がいの有無(異動があった場合)
 - マイナンバー通知カード写し 身分証明書写し
 - 扶養親族・事業専従者のマイナンバーの控え その他
- (事業所得のある方)
- 青色決算書 現金出納帳 預金通帳写し 領収書・請求書
- (不動産所得のある方)
- 不動産決算書 固定資産税の納税通知書 借入返済予定表
- (住宅ローン控除を受ける方)
- 住宅借入金等特別控除証明書 (金融機関の)年末残高証明書

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております。

発行・編集 宇久田秀雄税理士事務所/株式会社GROW

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町1-1-2 クロスポイント湘南6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892



レディオ湘南

毎週日曜日 18時~18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

